

# 1

## 計画の基本的な考え方

### 1.1 計画策定の目的

わが国では、人口減少や超高齢化の進展とともに地域活力の衰退や都市インフラ等の老朽化、地球温暖化による環境問題への対応など、多くの社会的課題を抱えており、厳しい財政状況の中にあっても、その解決に向けて、効率的で健全な都市経営が求められている。

こうした中、本市では「都市の低炭素化の促進に関する法律」の施行を受け、まちづくりに、地球環境に優しい暮らし方や少子高齢社会における暮らしなど、課題解決に向けた新しい視点を盛り込み、住民や民間事業者と一体となって、魅力的で利便性の高い、にぎわいのある持続可能なコンパクトなまちづくりを進めるために「宇部市にぎわいエコまち計画（低炭素まちづくり計画）」を策定することとした。

この計画では、市の抱える課題から本市がめざす「多極ネットワーク型コンパクトシティへの転換」、「エネルギー利用のスマート化」、「市の顔としての中心市街地の魅力向上」の必要性等を位置付け、それらを実現するための考え方や施策を示し、古くから産官学界が協働して都市の抱える課題解決に取り組んできた「宇部方式」を継承し、民間事業者等の大きな協力を得ながら、持続的なまちづくりをめざすものとする。

### 1.2 計画の位置付け

にぎわいエコまち計画は、「第四次宇部市総合計画（2010年）」及び「第二次宇部市環境基本計画〔含 宇部市地球温暖化対策実行計画（地域編）〕（2010年）」に適合した計画と位置付け、その他の関連計画についても整合を図ることとする。

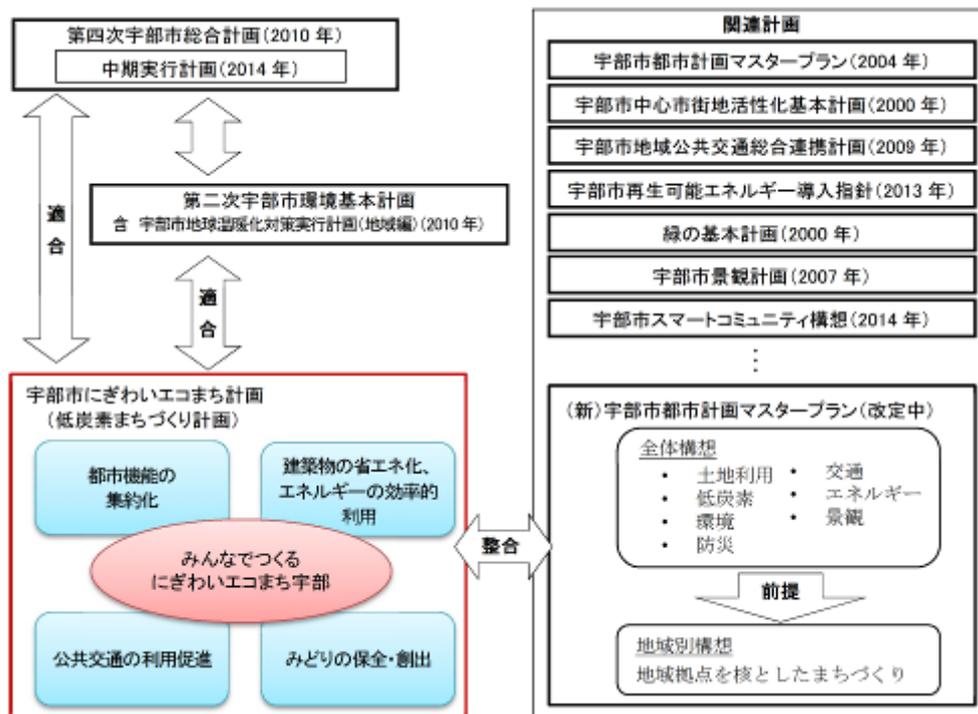


図 1-1 計画の位置付け

### 1.3 計画区域

本計画における計画区域は、都市計画法第8条第1項第1号に基づく用途地域から工業専用地域を除いた区域(6,268ha)とする。本市は、工業都市として発展してきた背景から、臨海工業地帯でのエネルギー消費量は多いものの、大規模事業所については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づいて省エネルギー対策が実施されている。



図 1-2 計画区域

### 1.4 計画期間

本計画の計画期間は、10年をめどとし、その間に具体的施策を推進していくこととする。なお、社会情勢の変化、関連計画の進捗状況を踏まえ、必要な見直しを5年毎に行う。

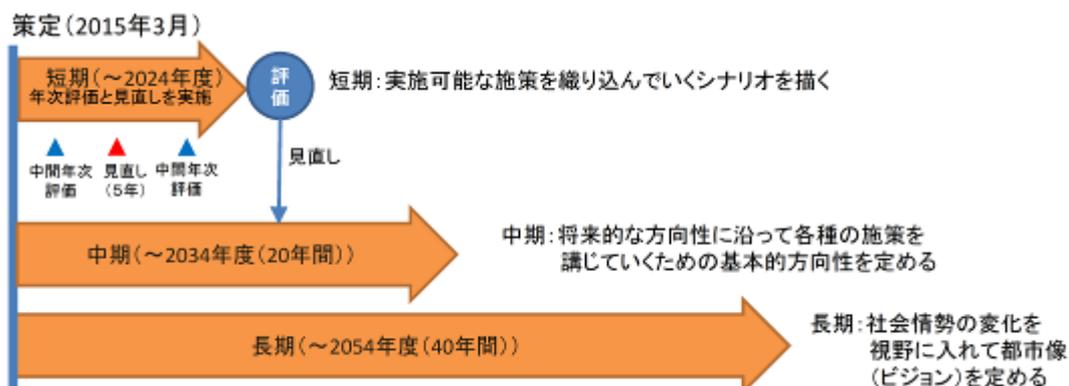


図 1-3 計画期間